

(別紙)

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」の
一部改正について

I 改正の趣旨

- 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく脳死下での臓器提供を行うことのできる施設については、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知。以下「ガイドライン」という。）において、（1）臓器の摘出は、施設全体の合意の下、確実に脳死と判定された者から行われるべきであること、（2）臓器提供は生前に可能な限り高度な救急医療を受けたにも関わらず不幸にして脳死となった者から行われるべきであることとの観点から、一定の施設類型に該当する施設に限定されており、その施設類型の一つとして、「日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設」が掲げられているところ。

日本脳神経外科学会の専門医認定制度の見直しに伴い、平成28年1月より、専門医訓練施設について従来の基幹施設・研修施設・関連施設の分類から、基幹施設・連携施設・関連施設の分類に改められたことを踏まえ、ガイドラインにおける「日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設」について見直しを行うこととする。

- また、修復腎を用いた腎移植（いわゆる病腎移植）については、ガイドラインにおいて「現時点では医学的に妥当性がないとされている」と記載されているところ、平成29年10月19日に開催された先進医療技術審査部会において、修復腎移植が「条件付き適」と評価されたこと等を踏まえ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において当該記載について審議を行った結果、当該記載の削除等を行うことが適当であるとされたことを受けて、見直しを行うこととする。
- この他、所要の改正を行うこととする。

II 改正の内容

別添新旧対照表のとおり